

南あ監査発第9号
平成30年4月20日

措置請求人
(省 略)

南あわじ市監査委員 四 宮 章 博

南あわじ市監査委員 印 部 久 信

南あわじ市職員措置請求に係る監査結果について

平成30年2月28日付けで提出のありました南あわじ市職員措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査の結果を別紙のとおり通知します。

職員措置請求（住民監査請求）に係る監査結果

第1 請求の内容

1 請求書の受付

平成30年2月28日

2 請求書の受理

平成30年3月5日

3 請求人

（省略）

4 請求の要旨

（1）市道（神代浦壁 816-2（田）と 785-2（田）との間）は隣接地を所有する A 氏に次の 2 点により不法に占拠されている。

- ・ A 氏は、2017 年（平成 29 年）4 月 21 日に市道をユンボ（油圧ショベル）で削り、自身が所有する田を広げて占拠している。

- ・ A 氏は、市道上に電気牧柵を設置している。

（2）市道の不法な占拠に対し、市は原状復帰をさせず放置しているが、これは市に課せられた適正管理義務に違反しており、財産の管理を違法又は不当に怠る事実該当する。

（3）南あわじ市長に対し、市道を原状回復するよう求める。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

道路管理については、道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道路行政上の管理の面と、その財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理の面とがあり、住民監査請求の対象となるのは、後者の財産的管理に限られ、前者の道路行政上の管理はその対象にはならないとされている。

本件監査請求書等の内容を総合的に判断し、神代浦壁 816-2（田）と 785-2（田）との間の市道（以下「本件市道」という。）の管理について、後者の財産的管理の問題である市道が削られ不法に占拠されているかどうか、その結果、南あわじ市は財産の管理を違法又は不当に怠っているかどうかを監査対象とした。

また、本件市道上に電気牧柵を設置していることについては、請求人が後述する陳述において述べているように、電気牧柵が通行の妨げとなっており危険を感じることを問題視していることから、前者の道路行政上の管理の問題であると判断した。

2 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 30

年 4 月 9 日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人は陳述において、次の 3 点について補足説明を行った。

- (1) 道路が 2 m 近く削り取られ道幅が狭くなったため、農民車やトラクターが通れなくなって困っている。816-2 と 817-8 の間に玉ねぎ小屋と農道があり、その道から出て 817-8 横の市道へ右折する場所が特に削り取られており、トラクターで曲がれないくらい狭くなっている。
- (2) 狭くなった道路の上に電気牧柵が設置されて通り難くなっており、いつ電流が流れているか分からないので、夕方以降は電気牧柵に接触するのが怖くて通れない。
- (3) 2017 年（平成 29 年）秋には建設課へ連絡し、その後にもこの内容について記載したものを市の『ご意見箱』へ提出しているのに、何も対応しないのは市職員の怠慢であり、市がすべき市道の管理を怠っている。

3 弁明書の提出

南あわじ市長に対し、平成 30 年 3 月 5 日に弁明書の提出を求め、平成 30 年 3 月 20 日に提出を受けた。

4 監査対象部局等

産業建設部建設課を監査対象とした。

平成 30 年 4 月 9 日に関係職員（産業建設部建設課長及び建設課職員）から事情聴取を行うとともに、本件市道の現地において状況の説明を受けた。

5 監査対象部局の説明

(1) 本件市道の状況確認と経緯について

本件市道について「市道が削られている」との情報を受け、平成 29 年 7 月 4 日に現地の調査を行ったところ、路肩の基礎となる石積みが残っていること、隣接地の間に素掘りの水路が存在することが確認でき、市道が削られたような痕跡は見受けられなかった。

平成 29 年 9 月 6 日に、請求人から本件請求の内容と同様の事項について申し出があり、道路・河川等補修として受付け、現地を再度確認し、自治会長及び近隣の住人等にも聞き取りを行ったが、市道が削られた事実は確認できなかった。

平成 29 年 11 月 2 日に請求人から市の『ご意見箱』へ提出された意見書について、平成 29 年 12 月 8 日に受付けたが、現地の状況と航空写真から市道が削られた事実は確認できないと判断した。

(2) 請求の要旨に対する監査対象部局の考え

本件市道の側面に、路肩の基礎となる石積み及び素掘りの水路が存在すること、自治会長及び近隣の住人等に行った聞き取りから市道が削られたような事実が確認できなかったこと並びに聞き取った内容と現地の状況に整合性があることから総合的に判断し、市道が削られているといった事実はないと

認識している。

第3 監査の結果

本件監査請求については、監査の結果、合議により次のように決定した。

1 事実の確認

監査は、関係職員から聴取等を行ったほか、関係書類の調査、現場状況の確認などの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 本件市道の現状について

本件市道について、元々は県道であったが近隣に県道が開通したため移管を受けて旧三原町の町道となり、市町村合併により現在は市道となっている。舗装はされておらず、専ら農業の用に供している。

本件市道の西側には、①816-2（田）、②玉ねぎ小屋、③農道、④817-8（田）があり、東側には、⑤785-2（田）、⑥785-1（田）、⑦785-6（用悪水路）がある。本件監査請求において請求人が問題視しているのは、本件市道の東側面で、⑤785-2（田）、⑥785-1（田）及び⑦785-6（用悪水路）と接する側面である。東側面の北端をA地点、③農道の向かい側をB地点、南端をC地点とする。（別紙1〔略図〕参照。）

本件市道の東側面は、A地点からB地点、C地点にかけて緩やかなカーブとなっており、極端な凹凸が目立つ箇所は見受けられない。また、側面に添って素掘りの水路が存在している。（別紙2〔写真1〕参照。）

地籍調査は済んでおり本件市道と隣接地との境界線は確定しているが、現場における境界線は不詳であるため、計測値についてはあくまで参考数値であるが、B地点及びB地点からC地点の間の請求人が「2m近く削られ、道幅が一番狭くなっている」と主張している箇所において道幅の計測を行った。その結果、B地点での道幅は、幅員が約3.5m、道路法面の下までを含めると約3.8mであり（別紙2〔写真2-1〕、〔写真2-2〕参照。）、請求人が主張している箇所の道幅は、幅員が約2.9m、道路法面の下までを含めると約3.5mであった。（別紙2〔写真3-1〕、〔写真3-2〕参照。）

また、本件市道の東側面を詳細に確認した結果、石積みの存在について、A地点からB地点の手前までは確認できないが（別紙2〔写真4〕参照。）、B地点においては確認できる。（別紙2〔写真5〕参照。）石積みはB地点からC地点に向かって延びており、一部分途切れているものの⑦785-6（用悪水路）まで続いている。（別紙2〔写真6〕、〔写真7〕、〔写真8〕参照。）加えて、請求人が「2m近く削られ、一番狭くなっている」と主張している箇所の付近においても、石積みの存在が確認できた。（別紙2〔写真3-2〕参照。）

なお、石積みが途切れている部分についてはなだらかな曲線を描いており、油圧ショベルで2m近く削り取った痕跡は見受けられなかった。（別紙2〔写真9〕

参照。)

(2) 財産の管理を怠る事実について

地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「財産の管理を怠る事実」とは、地方公共団体が所有する財産的価値に変動が生じる場合であるが、本件市道は舗装されておらず、路肩構造物もない道路であり、雨風等により一部路肩が削られ、わずかに幅員が減少していると考えられるものの、人為的に油圧ショベルで削り取られた事実は確認できなかったことから、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとは認められない。

2 監査委員の判断

本件市道について、人為的に削り取られた事实在確認できなかったことから、本件市道が不法に占拠されていると言い難く、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実はない。

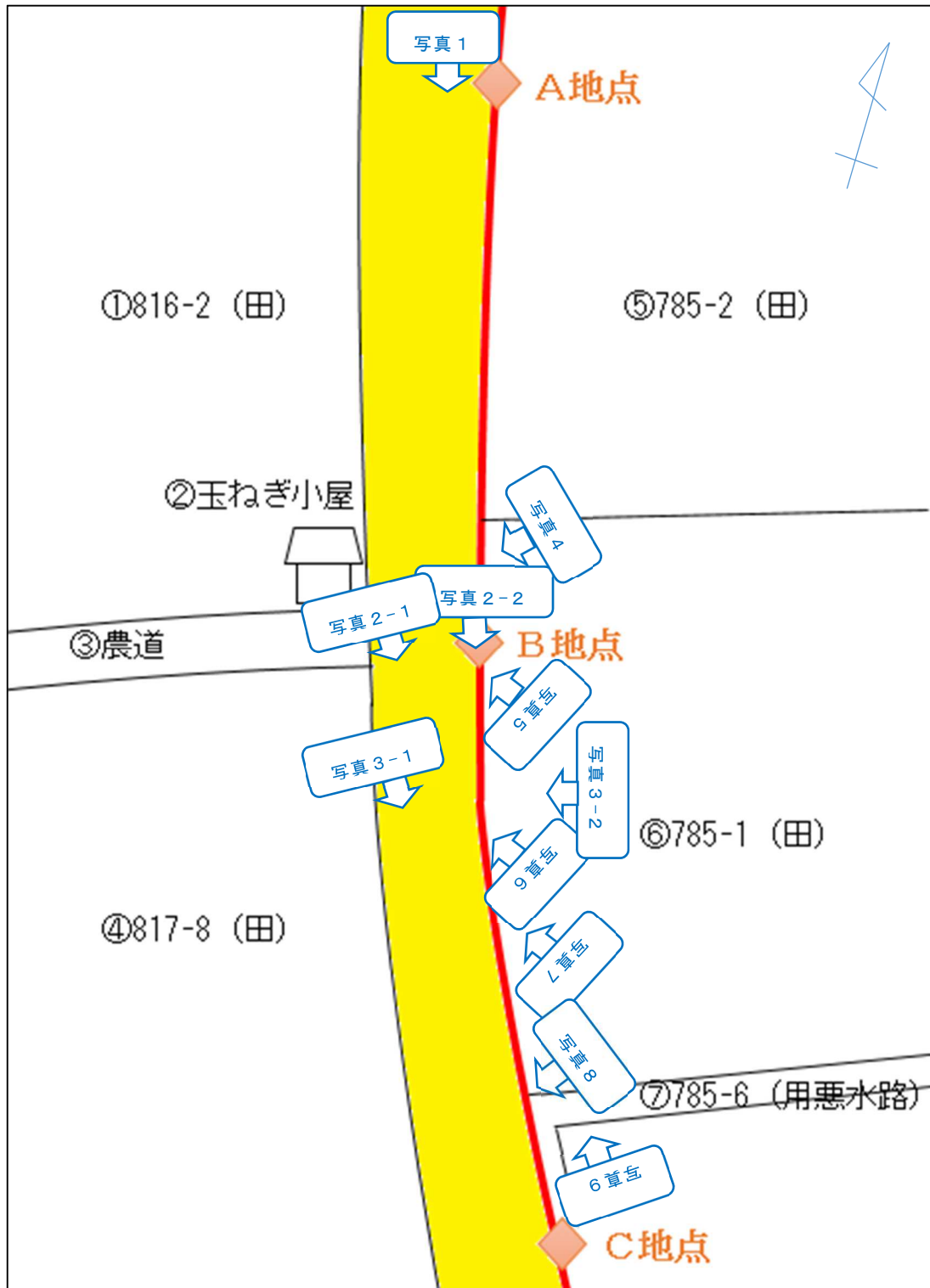
以上のことから、請求人の主張には理由が無いものと判断し、本件請求を棄却する。

第 4 意見

本件監査請求に係る監査委員の判断は以上であるが、次のとおり監査意見を述べる。

近年、有害鳥獣による被害は農業が主要産業である南あわじ市において大きな問題となっており、防護柵の設置等による有害鳥獣対策は市内の農業地全域において推進している事業である。防護柵の設置は、本来道路上ではなく所有地内に設置すべきものであるが、地形等から防護柵の効果を考慮すると道路敷に設置せざるを得ない場合もあり、弁明書にも、「このような柵は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがなく、道路の利用者（地域住民）相互の理解に基づき設置されているものである。」と記載されている。本件のように地域住民から「道が通り難くなった。電気牧柵であるため、夜間の通行時に危険を感じる。」等、苦情が寄せられるような場合においては、防護柵の設置者に対し設置位置や利用方法等について適切な指導を行うよう要望する。

〔略図〕



【別紙 2】

〔写真 1〕



〔写真 2-1〕



〔写真 2-2〕



〔写真 3-1〕



〔写真 3-2〕



〔写真 4〕



〔写真 5〕



〔写真 6〕



〔写真 7〕



〔写真 8〕



〔写真 9〕

